

雇用調整助成金を受給して 外国人技能実習生を休業させる場合には 事前に、監理団体へご相談ください!

休業して実習を継続できないと、法務省令に定める不正行為にあたる場合があります。

外国人技能実習生の休業に対する雇用調整助成金の支給について

- ◆雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含みます）は、景気の変動などの影響を受け、事業主が一時的な休業・教育訓練、出向により労働者の雇用を維持する場合に、休業手当や賃金などの一部を助成するものです。
- ◆雇用保険の被保険者期間が6カ月以上である労働者（外国人技能実習生も含みます）が、雇用調整助成金の支給対象となります。
- ◆なお、外国人技能実習生については、平成25年4月より、休業のみが助成対象となります。

技能実習 制度は、

技能移転を通じた国際協力を目的としています。
そのため、外国人技能実習生を雇用する事業主は、技能実習計画に基づき、実習生に技能を修得させなければなりません。

外国人技能実習生を、やむを得ず休業させる場合は？

◆監理団体（受入れ団体）を通じて外国人技能実習生を受け入れている場合

実習実施機関（事業主）は、直ちに、監理団体へ、技能実習を継続できなくなった事を報告してください。報告を受けた監理団体は、直ちに、地方入国管理局へ実習活動を継続できなくなった事と対応策を報告してください。

◆企業が単独で外国人技能実習生を受け入れている場合

実習実施機関（事業主）は、直ちに、地方入国管理局へ、技能実習を継続できなくなった事と対応策を報告してください。

実習実施機関や監理団体が、技能実習を継続できない状況が生じた旨の報告を怠ったり、技能実習計画に基づく技能実習を実施しないことは、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」に定められている**不正行為に該当**します*。

このため、雇用調整助成金を受給して、技能実習生を休業させる場合は、事前に監理団体へご報告いただき、不正行為にならないよう、適切な対応をお願いします。

* 不正行為が、技能実習の適正な実施を妨げるものであった場合、当該不正行為が終了した日後一定期間、技能実習生の受入れが認められないこととなります。

（問い合わせ先）

- このリーフレットについて
職業能力開発局 外国人研修推進室 03-5253-1111（内線5952）
- 雇用調整助成金について
職業安定局 雇用開発課 03-5253-1111（内線5873）